

議会基本条例についての市民と議会の意見交換会 質疑応答（会場別）

D地区：鈴木公民館（11月17日）

0 = 素案の前文 1～35 = 素案の各条 36 = 条例全体や考え方 37 = その他

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
1	D	0 前文	前文2段落目は、「議員による合議制による市の最高意思決定機関及び議事機関として…」にしたほうがいい。	反映できるか委員会で検討したい。	
2	D	0 前文	条例前文について「住民」と「市民」という言葉があるが意味の違いは。	小平市自治基本条例には、市民・市民等がある。地方自治法では、そこに暮らす人が自分たちのことは自分たちで決めるという原理があり、住民とはその地域に暮らす人々のこと。自治基本条例等の定めとの関係など、今後検討する。	
3	D	2 議会の役割と活動原則	議員活動と議会活動の違いは。議会活動を丁寧にやってほしい。	27人の議員がそれぞれの考えに基づき議員個人として行動しているが、議会で決めたことを優先し、一致して行動しようという議会活動が基本と考える。	
4	D	3 議員活動の原則	市ではいろいろな協議会があり、さまざまな分野でいろいろな意見がでるが、審議会になるとそれが集約され大事なところが抜けてしまう懸念がある。第3条には市民に対する情報提供、自己の能力を高める不断の研さん等に努めるとあるがいかに市民の意見をくみ上げるか。	審議会など附属機関に議員が入ることについては、議会は二元代表制の独立した機関であるということを踏まえて考える必要がある。市長提案に対して議決するときにももの言える議会になること、議会としての力をつけることが大事。審議会や協議会は見えにくいところもあるので、オープンにするのが市の仕事。議論ができる議会にするのが大きな課題。それを解決するのが議会基本条例。	
5	D	3 議員活動の原則	第3条 市民に対し、情報提供を積極的に行うものとするがあるとあるが具体的には。	議員と市民の情報を平等にしていくことを目指すべき。また、議会報をおもしろくするなど広報活動の充実も必要。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
6	D	4	会派 第4条の会派の働き・役割を明確にする必要があるのでは。	会派は請願を出すときなどに市民が一人一人の議員に働きかけなくてもいいなど合理的。市民生活に関する調査をするときなども費用がかかるので会派の政務活動費を活用するのは有効。現在も会派は有効に働いているが、役割を明確にすべきという意見は貴重な意見と受け止める。	
7	D	5	市民参加及び市民との連携 第5条のすべての会議には第24条第4項は該当するのか、議会運営委員会はどうか。	正副委員長会議については具体的にはこれから検討する。議会運営委員会は、現在すでに公開している。	
8	D	5	市民参加及び市民との連携 全員協議会と議会運営委員会は傍聴できるとの説明があったが、全員協議会はどのようなものか。誰が招集するのか。	現在、予算審議の前の説明を全員協議会でやっている。重要な案件について議長が招集して開く。議長から市長部局に要請する。	
9	D	5	市民参加及び市民との連携 市民の意見を把握し、情報を共有する具体的な手段・方法は。議会独自の調査機関を持つのは莫大な予算がかかるので市長側が入手できるデータ等を議会も同時に入手、分析できる手段がないか検討されたい。	議会報告会を行っていく中で、出された意見を議会全体で課題整理し、調査・分析・政策提案できる議会にしていくのがこの条例の目的。専門的知見の活用、調査機関を設置できる規定を設けている。	
10	D	5	市民参加及び市民との連携 市民意見の反映の方法についてどんな方法、仕組みを考えているか。意見交換等、市民にどう告知されるか。市民に対する情報提供の範囲はどれくらいか。	第3章第5条第4項、第6条、第7条、第8条に聞くこと、知らせること、議会広報の充実、意見交換会を明記。範囲はこれから、要綱も決めて実施していく。	
11	D	6	議会報告会 第6条 議会報告会を2回以上との記載だが、市民に向け定例会ごとに開催して欲しいがどうか。	必ず2回以上はやる。定例会ごとにやるとのご意見は貴重な意見として承る。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
12	D	10	議員と市長等との議会審議等 執行部からの反問権については検討されたか。	特別委員会で検討し、第10条第3項で規定し明文化している。	
13	D	11	文書による質問 文書による質問と回答はどのように市民に公開されるのか。	具体的には要綱をつくって決めるが、今の案では会派を通して議長に議会として提出し、答弁は議長を通して議員全員に配付。正式な議事録に記載され公開となる。	
14	D	13	災害時の議会の対応 第13条 防災の指揮責任者は市長だが、地域の状況をよく知る議員が防災会議に出席できるシステムが必要ではないか。災害時の議会の対応を入れたのはすばらしいが、具体的には全員協議会を開くことなのか。市の防災対策本部との関係は。	2011年に防災対策調査特別委員会を設置し、各議員が地域の市民のみなさんの声を聞き課題を分析、調査しその内容を特別委員会で報告した。議員が地域の防災訓練に参加するなど、今後議会がどう具体的にかかわれば市民の役に立つのか探っていきたい。	
15	D	13	災害時の議会の対応 防災に関して、地域防災計画に特別委員会からの提言が反映されたのか。	20項目が反映されている。	
16	D	13	災害時の議会の対応 防災会議のメンバーは市長の任命で決めるのではないか。そこに議員が入っていないのが不思議だが。	ご提言いただいたので、議会の代表としてどうなのかは問うていきたい。計画を議会の議決事件に加えるなどのかかわり方もある。	
17	D	13	災害時の議会の対応 第13条 これまでの災害では子どもや女性への対応が遅れた。防災会議に女性が民生児童委員と助産師の2名だけ。市の女性職員も入っているが役職で入っているので異動になる可能性がある。議会は市長と対等な立場で災害対策に関わって欲しい。全員協議会の開催を付け加え、議会として動いて欲しい。この条文では議会の役割・権限が弱いのではないか。	議員の役割については、今のところ規定されていない。議会の招集権は市長にある。今後の課題として、災害時にフレキシブルに動けるように検討する。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
18	D	19 会期の運用	第19条について通年議会の考えはないか。	いつでも議会を開けるようにとの議論は多くなされた。現在通年議会を規定している議会でも現状は年4回しか開いていないところが多く、これでは意味がない。実質的には議員間の討議をもっと多くして議会として合意形成を図っていくことを充実させたい。小平では閉会中の委員会審査も行っている。	
19	D	19 会期の運用	第19条専決処分を最小限にするということは具体的にはどういうことか。議会は市長が招集するもの。通年議会にしないと最小限にはできないのではないか。	年度末に法律が変わるときなど自治体の条例を改正しなければならない場合があるが、議会が閉会中で間に合わないことがある。そのときに事前に議会に報告の上、市長の専決処分で行い、議会を開かずに条例を改正することがある。市長の専決処分を最小限にとどめるような方法については、今後検討していく。	
20	D	19 会期の運用	第19条 なぜ市長のみが議会招集権をもっているのか。議会の招集について二元代表制という特性から議長に議会の招集権を付与できないか。	現在は、地方自治法の中で、議会の招集権は市長にある。阿久根市の例もあり、二元代表制のもと、議会基本条例をつくるにあたっては、市長の専決処分を最小限にとどめるよう議会のチェックが必要。	
21	D	26 議員の政治倫理	第26条 議員としての品位とは。	議員は市民からの負託を受けて仕事をさせていただいている。議員が監視機能を発揮して負託に応えていく。そのために調査研究をしっかりとっていくこと、市民の声を聞かせていただくという態度で仕事をすると思う。	
22	D	29 政務活動費	政務調査費は公開すべきではないか。	現在は、請求があれば公開している。今後公開に向け検討していく。	
23	D	36 条例全体への考え方	議会基本条例制定のきっかけは。これまでの議会とどう変わるのか。	行政に対する監視機能を充実させ、立法機関としての機能を発揮し政策提案できる議会に変えていく。これまでもやってきたが、より意識して積極的に市民生活向上に寄与していく。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
24	D	37 其他	議会が議会のあり方について条例を作ろうとしていること心強く思う。さすが小平！という気持ち。私たち市民もきちんと考え、かかわっていく努力をしなくてはと思った。		感想
25	D	37 其他	市報で見て参加。日曜の午後で70~80人来ていると思ったが参加者が少ない。市長はやっているが(タウンミーティング) 議会では初めての。条例の内容はすばらしい。		感想